

新型コロナウイルス感染拡大に係る一部手続きの郵送での対応について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当面の間、下記のとおり一部手続きを郵送での対応を可能といたします。

なお、必要書類が不足していた場合は受付処理が行えません。その際、ご担当者様にご連絡する場合がございますので、ご担当者様の連絡先は必ず記載ください。

【郵送での対応可能な手続き】

○工事着手届出（正副2部）

(申請書名) 工事着手届出書				
内容	・工事に着手したときは、様式第4号の届出書により、その旨を速やかに市長に届け出ること。 ・工事の現場には、様式第5号の標識により、見やすい箇所に許可があった旨の表示しておくこと。			
提出部数	・工事着手届出書及び様式第5号の標識の遠近の写真(正のみ添付)(正) ・工事着手届出書(副)	規則4条第1項	様式第4号	1部
		規則4条第1項	様式第4号	1部
添付図書	[添付図面] 1 開発区域位置図(縮尺15,000分の1以上のもの) 2 土地利用計画図(縮尺500分の1以上のもの) 3 開発行為許可通知書の写し 4 様式第5号の標識の遠(周辺を含み)・近(文字が読める程度)の写真(規則に規定) 5 その他市長が必要と認める書類			

○工事完了届出（正副2部）

(申請書名) 工事完了届出書(法第36条第1項及び規則7条)				
内容	・開発行為に関する工事の完了検査を受けようとする者が提出する届出書			
提出部数	・工事完了届出書(正) ・工事完了届出書(副) ・工事写真(A4版・工程順に整理すること)	省令29条	別記様式第4	1部
		省令29条	別記様式第4	1部
		規則4条第1項及び第7条		1式
添付図書	[添付図面] 1 開発区域位置図(縮尺15,000分の1以上のもの)(規則に規定) 2 土地利用計画図(縮尺500分の1以上のもの)(規則に規定) 3 その他市長が必要と認める書類(規則に規定) 4 検査にあたり対象となる部分の図面 * 工事写真は工事着工前と工事完了後の写真を添付すること			

○開発行為相談票

必要添付書類

- ① 案内図
- ② 公図（6ヶ月以内）
- ③ (土地)登記事項証明書（6ヶ月以内）※全部事項証明書を添付。コピー可。
- ④ (家屋)登記事項証明書（6ヶ月以内）※全部事項証明書を添付。コピー可。
- ⑤ 土地利用計画図（配置図・区割図等）

問い合わせ

開発審査課開発審査係

直通 048-242-6348